基　本　使　用　料

時間 / 使用区分		面積㎡	午前 9:00～12:00 円	午後 12:00～17:00 円	夜間 17:00～22:00 円	全日 9:00～22:00 円
大ホール	ホール	462	3,500	5,850	7,600	16,950
	ステージ	171	1,300	2,150	2,800	6,300
会議室	2階	105	1,850	3,100	4,000	8,950
創作活動室(1)	2階	86	1,500	2,500	3,250	7,250
創作活動室(2)		59	1,050	1,700	2,250	5,000
和室(1)	2階	45	850	1,450	1,900	4,250
和室(2)	2階	44	850	1,450	1,900	4,250
健康管理室		69	1,200	2,000	2,700	5,950
情報室	2階	51	900	1,500	1,950	4,350
調理実習室		87	2,450	3,600	4,400	10,500
配膳室		30	800	1,200	1,500	3,500
控室		36	650	1,050	1,350	3,050
プレイルーム		22	350	650	850	1,850
ギャラリー	2階		900	1,150	1,400	3,450

1　使用時間が各時間区分に満たない場合であっても、当該時間区分どおり使用したものとみなす。
2　午前と午後又は午後と夜間を通して使用する場合の基本使用料は、それぞれの区分の使用料を合算した額とする。
3　時間区分を超えて使用した場合は、超過時間1時間(1時間未満の場合、30分以上は1時間とする。)につき、超過時間の属する時間区分の基本使用料の額の30%に相当する額を加算する。
4　冷暖房を使用する場合は、基本使用料の50%の額を加算する。
5　給湯室利用の際プロパンガス使用については、上記料金表以外に各区分毎に300円を加算する。
6　プレイルーム及びギャラリーの使用料は、占有使用の場合とする。
7　冬期間の暖房料は、11月1日から翌年4月30日までとする。
8　加算及び減額となった使用料に10円未満の端数が生じた時は、これを切り捨てるものとする。

割　増　使　用　料

区分	基本料金の割増率
1　商品の展示、即売又はその他の営利行為のため使用する場合	250　%
2　営利を目的として入場料、会費、又はこれに類するものを徴収する場合でその額が	
(1)　1,000円以下	250　%
(2)　1,000円を超2,000円以下	300　%
(3)　2,000円を超えるとき	350　%

1　割増使用料は、基本使用料に加算する。
2　入場料の額が2種類以上定められている場合は、その最高額で算定する。
3　冷暖房を使用する場合、冷房については基本使用料の50%、暖房については80%の額を加算する。

設備・備品物件等の使用料

設備・備品物品名	単位	料金(円)	摘要
野外放送設備(移動用)	一式	1,020	持出可(マイクは本数に関係なく設備に含む)
グランドピアノ	1台	2,040	通常以外の調律は、使用者実費
16ミリ映写機	一式	1,020	持出可
展示パネル	1枚	50	持出可
スポットライト	1台	1,020	持出可
ビデオプロジェクター	1台	1,020	持出可
ダンスフロアー	1枚	50	
電動ロクロ	1台	510	

1　料金は、1日単位とし準備期間を含まない。ただし、館外への持ち出しの場合は、持ち出し期間の日数とする。
2　本表で持出可以外の備品については、館外への持ち出しを一切禁止する。
3　破損等させた場合は、教育委員会で修理又は購入し、実費を使用者が支払うものとする。

※　寿都町総合文化センター条例施行規則第6条(使用料の減免)

第1号　国及び地方公共団体が使用する場合。　全額免除
第2号　町が主催し、又は共催する行事等に使用する場合。　全額免除
第3号　町内の学校が使用する場合。　全額免除
第4号　社会教育法(昭和24年法律第207号)第10条に規定する団体が、社会教育に関する事業を行うことを目的として使用する場合。ただし、営利を目的とする場合は除く。　7割減額
第5号　その他委員会が特に必要と認める場合。　委員会が減免を相当と認める額